

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：龍ヶ崎地方塵芥処理組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	89.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

【説明欄】

男女の差異を比較できない場合及び情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得る場合は「—」としている。

1 女性職員数が少なく、管理職に占める女性職員の割合が低くなっている。

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」はいない。

2 (1) 「部局長・次長相当職」及び「課長相当職」は、女性職員がいない。

「課長補佐相当職」は男性職員、女性職員1名ずつが対象者、「係長相当職」は男性職員2名、女性職員1名が対象者となり、特定の職員の給与が推測し得る場合に該当する。

(2) 勤続年数「21～25年」及び「6～10年」は、女性職員が1名ずつであり、それ以外の勤続年数区分には、女性職員がいないため、特定の職員の給与が推測し得る場合に該当する。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。